

# 報告 5 号

## 長野市立公民館条例及び長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例~~（案）~~要綱

教育委員会事務局家庭・地域学びの課

事 項	説 明
1 改正の理由	長野市立豊野公民館を廃止すること及び長野市豊野防災交流センターを設置することに伴い、改正するもの
2 改正の内容	(1) 長野市立公民館条例の一部改正（第1条関係） ア 長野市立公民館から長野市立豊野公民館を除く。 イ 公民館運営審議会を設置する長野市立公民館から長野市立豊野公民館を除く。 (2) 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条関係） 長野市豊野防災交流センターを長野市豊野町豊野 426番地28に設置するものと定める。
3 施行期日等	令和6年8月3日から施行する。
4 審議状況	(1) 法規審査委員会の決定 5月14日 (2) 庁議の決定 5月21日

長野市立公民館条例及び長野市交流センターの設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例—(案)—

(長野市立公民館条例の一部改正)

第1条 長野市立公民館条例（昭和59年長野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1 長野市立豊野公民館の項を削る。

別表第4 長野市立豊野公民館の項を削る。

(長野市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 長野市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成30年長野市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 長野市篠ノ井交流センターの項の次に次のように加える。

長野市豊野防災交流センター	長野市豊野町豊野 426番地28
---------------	------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月3日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(長野市豊野防災交流センターの利用に係る準備行為)

2 長野市豊野防災交流センターに係る利用の許可の申請その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

長野市立公民館条例 新旧対照表【第1条関係】

改正後			改正前		
○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号			○長野市立公民館条例 昭和59年3月30日長野市条例第37号		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
長野市立城山公民館	略		長野市立城山公民館	略	
長野市立信更公民館	略		長野市立信更公民館	略	
<u>(削除)</u>			<u>長野市立豊野公民館</u>	<u>長野市豊野町豊野612番地8</u>	
長野市立戸隠公民館	略		長野市立戸隠公民館	略	
長野市立信州新町公民館	略		長野市立信州新町公民館	略	
別表第4（第13条関係）			別表第4（第13条関係）		
区分	名称	委員の定数	区分	名称	委員の定数
長野市立城山公民館	略	略 人	長野市立城山公民館	略	略 人
長野市立七二会公民館	略	略	長野市立七二会公民館	略	略
<u>(削除)</u>			<u>長野市立豊野公民館</u>	<u>長野市立豊野公民館運営審議会</u>	<u>8</u>
長野市立戸隠公民館	略	略	長野市立戸隠公民館	略	略
長野市立信州新町公民館	略	略	長野市立信州新町公民館	略	略

長野市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

改正後		改正前	
○長野市交流センターの設置及び管理に関する条例 平成30年9月28日長野市条例第47号		○長野市交流センターの設置及び管理に関する条例 平成30年9月28日長野市条例第47号	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
長野市柳原交流センター	長野市大字小島804番地5	長野市柳原交流センター	長野市大字小島804番地5
長野市長沼交流センター	長野市大字穂保941番地	長野市長沼交流センター	長野市大字穂保941番地
長野市小田切交流センター	長野市大字山田中2545番地	長野市小田切交流センター	長野市大字山田中2545番地
長野市篠ノ井交流センター	長野市篠ノ井御幣川281番地1	長野市篠ノ井交流センター	長野市篠ノ井御幣川281番地1
<u>長野市豊野防災交流センター</u>	<u>長野市豊野町豊野426番地28</u>	<u>(新設)</u>	
長野市中条交流センター	長野市中条2383番地1	長野市中条交流センター	長野市中条2383番地1